

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

Marriage, Household and Family-Life in the
Aristocracy of the Heian Period The Case of the
Daughter, Senko and the Son-in-law, Kaneyori of
the Minister of the Right, Sanesuke

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服藤, 早苗 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/976

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



平安貴族の婚姻と家・生活

右大臣実資娘千古と婿兼頼の場合

服藤 早苗

はじめに

高群逸枝『招婿婚の研究』が刊行されたのは、今から五十年程前のことである^{*1}。高群氏は、日本における古代から現代までの婚姻体系を独自に提示したが、「招婿婚」とは、古墳時代から南北朝までの婚姻形態で、大和時代の妻問婚と飛鳥から南北時代までの婿取婚に二分され、さらに後者は、飛鳥から平安初期の前婿取婚、平安中期の純婿取婚、平安末期の経営所婿取婚、鎌倉南北朝期の擬制婿取婚に区分される^{*2}。この高群説には、多くの批判が出されているが^{*3}、平安中期に関して最初に綿密で詳細な批判的検討を行ったのはウイリアム・マツカロー氏である^{*4}。その後、高群氏の主張と実証が乖離しているとして批判的に継承した関口裕子氏^{*5}、日本古代社会は双系制であり婚姻規制が未成立だったと批判する鷲見等曜氏^{*6}、意図的誤謬をしたと全面批判した栗原弘氏等^{*7}、多くの論点が出されている。十数年前の研究状況の成果と課題に関してはすでに述べた事がある^{*8}。その後の研究を踏まえた最新の研究成果でも以下の点は首肯されていると考えられる^{*9}。婿が妻族に包摂されないので

學術用語として「婿取婚」は不適切であること、居住形態からは妻方居住を経た独立（新処）居住と当初からの独立居住だったこと、十世紀以降の婚姻決定は妻の父であり、また夫による離婚が始まるので家父長制下の婚姻形態であること。

以上の点を踏まえた上でも、具体的にどの様な儀式が行われ、どのような婚姻生活形態だったのか、史料に即した具体的研究が必要であると思われる。一例を挙げると、江守五夫氏は、『うつば物語』の婚姻家族形態を詳細に検討し、妻方同居や妻方提供の家屋で同居する場合が多いが、家屋に対しては夫の管理権が作用しているので、「事実上、夫家における夫婦の同居　つまり夫方居住婚　とみて差し支えない」^{*10}とされ、また栗原弘氏は、妻方同居後に夫妻が移る家は夫方提供家屋が主なので夫方居住婚とすべきである、とされる^{*11}。しかし、拙稿で藤原教通と藤原公任娘の婚姻家族形態を検討したように、婚姻当初の妻方居住から夫方提供家屋に移っても、同居家族は妻の両親なのであり、少なくとも平安中期には夫の両親と同居する夫方居住は未成立である^{*12}。後世の夫方居住婚、いわゆる嫁入婚（嫁取婚）とはまったく相違しているのである。確かに拙稿で

検討したように家屋の管理権や所有権が夫に移ることも多いが^{*13}、平安中期の婚姻家族形態の特質をより明確に象徴的に表明する用語として、「夫方居住婚」は不適当だと考えるのである。^{*14}

小稿では、このような対立を止揚するために、史料に即した具体的な婚姻形態分析として右大臣藤原実資の一人娘千古と婿兼頼との婚姻や同居、生活実態を検討し、平安中期の婚姻決定過程や政治的行動、あるいは家族生活形態の特色の一端を解明したい。

第一章 婚姻決定過程

藤原実資は、天徳元年（九五七）に生まれ、永承元年（一〇四六）正月十八日に薨じた。当時としてはじつに長寿で九十歳であった。実資の家族や邸宅については、高群氏も多くの指摘があるが^{*15}、吉田早苗氏の詳細な研究があり、娘千古の結婚についても触れられているので参考となる。^{*16} 拙著でも簡単に触れた事がある^{*17}。実資は、最初は源惟正に婿取られ惟正の二条邸で妻方居住するが、妻の死去後、花山天皇女御だった婉子女王と結婚し染殿に妻方居住する。ところが、実資三十七歳の時、二十二歳の婉子女王が死去し、養父実頼から伝領した小野宮第に移り生活する。その後結婚の要請もあるが断り、婉子女王の弟源頼定の乳母子で婉子女王に仕えていた女房を「権北の方」とする。この「権北の方」、いわゆる召人所生の娘が『栄花物語』で「かぐやひめ」と記される、実資の溺愛した娘千古である。本章では、千古の婚姻決定過程を主として実資の日記『小右記』から検討したい。なお、『小右記』引用の場合は年月日のみを記すこととする。

治安三年（一〇三三）六月二十三日、養子の藤原資平が、関白藤

原頼通からの、「四位侍従師房を以て因縁と為す事、気色を取り告ぐべき事」との伝言を伝える。まずは、源師房との婚姻話が進行する時に実資は六十七歳、千古は十三歳である。この婚姻話とその過程は、極めて興味深い。

源師房は、寛弘五年（一〇〇八）、村上天皇の皇子具平親王と為平親王女との間に出生した。二歳の時、父具平親王が亡くなった事もあり、同母姉隆姫女王の婿として同居していた藤原頼通の養子となり^{*18}、寛仁四年（一〇二〇）十二月二十六日、十三歳で元服し、従四位下に叙位された。上東門第西対で行われた元服の加冠役は、頼通の要請で実資が勤めた^{*19}。当時の元服での加冠役は、摂関家子息元服に天皇自ら冠を加えることもあり、政治的地位の安定化に寄与する重要な役目であった^{*20}。その大役を実資は依頼されたのである。後に道長が没すると、関白頼通は当時の碩学で儀礼に通じていた長老右大臣実資に政治的助言を仰いでおり^{*21}、この頃から近い関係だったことがうかがわれる。

元服後三年目に、親代わりの頼通から持ちかけられた結婚話に、実資はすぐには飛びつかなかった。頼通の伝言に続けて、実資は、「この事女房方より頻りに懇切の御消息あり。而るに左右を報せず、まず著装の後、相次いで相定むべき事なり」（治安三年六月二十三日条）と記している。隆姫女王や師房の女房から婚姻打診が来ていたと思われる。この時期でも、内々の打診は女房達が力を発揮していた事も興味深い。

六月二十八日、関白殿に参った資平は、先日の返答を聞かれたので、「さしたる御消息無き中、日また宜しからず」と実資の意向を伝えていた。その後の応答の詳細は不明であるが、七月五日、実資は

陰陽師安倍吉平に千古の著裳の日時を勘申させており、吉平は、十一月二十五日を吉日と答えている。また、七月九日には、陰陽師賀茂守道に勘申させると、同様に十一月二十五日との答えだった。八月三日には、資平や養子の資頼と千古の着裳雑事の定文を書いている。八月十四日には、「嫁娶」の日取りを陰陽師に勘申させ、明年の四月甲子を最有力候補に挙げていた。十二月十二日には、資平が「少女の事（千古）、関白に達するに、悦されるの報有り」と伝え、二十三日には、千古の為に実資実子良円に百箇日の如意輪供をはじめさせている。千古の父実資と師房の養父頼通との間では、合意に達し、婚姻に向けて着々と準備をすすめていたことが確認できる。ところが、十二月二十八日、法性寺座主慶命がやってきて、予想外の風聞を伝える。

中将師房、禅門（道長）高松（明子）腹女と婚される由、大納言能信所談される也。関白に問い申すに、一昨聞く所あり、然れども未だ一定有らず。禅閔命ぜられる事有らば、左右を申すべからずと。

驚いた実資は次のような意中を記している。
師房の事度々関白の消息有り。この事に心の猶予多し。頻りに延引を命ず。去る二十三日、天台において内供良円を以て百箇日を限り少女の為に如意輪を供せしめ奉る。件の師房の事、もし終始吉たるべくんば、相違無かるべし。もし宜しかるべからずんば、下官の為に愁い無かるべき様、相違すべき由、祈願する所なり。事の驗有るに似たり。

この縁談は関白頼通からの消息により進めたのであるが、しかしさほど乗り気でも無かったようで、頻りに延期された。だから、二十

三日の百箇日の如意輪供も、師房の事がうまくいったらそれで良いが、ダメな場合は愁いの無いように祈願しておいた。だから、靈験があつたのだ、と吐露している。たしかに陰陽師の日時勘申にも関わらず千古の着裳も行われておらず、何度も延期されたようである。夜にやってきた資平と語り、

師房の事、諸人許さず、還つて是善たるべきか。と記している。結局、翌治安四年三月二十七日、

今夜右中将師房、禅室高松腹二娘に通ず。大式惟憲家 上東門において婚礼を行う。

二十八日、新中将師房、禅室の聳となる。よりに宰相に任せらると云々。未だその理を知らず、如何。と疑問を呈している。

「高松腹二娘」とは、道長の次妻源高明の娘明子²²所生の尊子である。『栄花物語』巻第二十一、後くゐの大将には次のように描かれている。

東宮大夫（頼宗）・中宮大夫（能信）いと心得ずあやしき事におぼしむせびたれど、殿の御前にせさせ給やうあるべし。制しきこえ給はん力なければ、え申させ給はず。今の式惟憲が家士御門なるにて聳どり奉らせ給。その程の御有様推し量るべし。女君心よからぬ御気色なれど、男君それをも知らず顔にて、遊戯しおぼいたる様もおかし。二月つこもりなりけり。されど三月にぞ、御露顕ありける。^{*23}

尊子の兄頼宗や能信たちは、合点がゆかず心で泣いており、女君尊子も氣に染まない様子であつたが、道長の決定には逆らえなかつたとある。道長の正妻倫子腹の女子、彰子・妍子・威子・嬪子はとも

に天皇や東宮に入内しており、明子所生の女子を村上天皇の孫とはいえ臣下と結婚させるのは納得がいかないのである。²⁴

いっぽう、『大鏡』太政大臣道長上では、「あさはかに、こころえぬことこそ、よの人まっししか」と説明されている。²⁵ 実資の「師房の事、諸人不許」と同様な書き方である。すでに千古との結婚話が着々と進行しているのを力で中止し、自分の娘との結婚を強行した道長への批判もあつた可能性もあろう。

いずれにしても、貴族層の婚姻に、女房のネットワークや諸々の貴族の家に出入りする僧侶達が実質的な媒介を果たしたり、噂を伝達していたことを指摘しておきたい。

さて、師房との結婚話が流れてしまつた後、千古は翌年の万寿元年（一〇二四）十二月十三日に着装を行う。十四歳だつた。²⁶

二度目の縁談は、道長の次妻明子腹の長家との婚姻話である。長家の妻は、万寿二年（一〇二五）八月に出産の為亡くなる。三ヶ月後の十一月三日には、長家の婿取り話が流布する。藤原行成が定基僧都を通じて道長に娘（最初の長家妻の妹）の婿に所望したとの噂を記している。十一月十六日には、定基僧都が、「長家と千古の結婚を実資が許諾したと道長が談じている」との説を伝えている。また、十八日には道長が千古との結婚を長家に勧めていると定基や資平等が伝えている。その後、万寿四年正月九日に次のような連絡が来る。

中納言（長家）事、定（基）僧都ならびに藤宰相の許より吉日を撰ぶべきの消息あり。禅室（道長）気色有るによるなり。

と長家と千古の結婚が決定したとの報を得る。十日には、陰陽師守道に勸申させ、

来月二十三日甲午、時亥と勸す。件の案内を定僧都に示し遣わ

しおわぬ。

と着々と婚儀の用意を始める。ところが、翌十一日、

二十三日の事、延廻すべき由定基僧都より式光をもつて消息あり。

との延期の報が来る。長家本人の意見だという。その後定基から消息があるが、実資は、

愚案、もし延廻あらば永く以て止むべし。是多く旧縁の謀計なり。種々内外祈禱連々不断と云々。左右の恐れ有り。諸身にとり無益なり。

と中止を決定する。十二日には、道長が長家を叱責しており、必ず遂げるから、との報もあるが、実資は次の様に記す。

下官（自分）始めより欲する所に非ず。禅室の命により企てを思ふ所なり。または宿縁なり、経営すべからず、と今朝書簡に注し定僧都のもとに遣わす。

結局この縁談も破談に終わったのである。²⁷ じつは、長家には、「女院の中將の君と聞こゆる人をいみじくおぼして」²⁸ いたからであつた。中將の君とは、上東門院彰子の女房で、源高雅女懿子であつた。父の決定により結婚した二人の妻を亡くし、自身が選んだ女房クラスのととの生活を選んだのである。皮肉な事に、実資と同じで選択であつた。

三度目は、二年後の長元二年（一〇二九）閏二月二十五日から始まる。但馬守能通が実資に、「東宮大夫頼宗、便宜有らば、息中將（兼頼）の事を漏らすべし」と談じる。頼宗から息子兼頼と千古の婚姻を打診するように依頼されていたのである。実資は、「只今左右を報じ難し。諸身に取れ大事なり」と答える。半年後の八月二十三

日、源則理が頼宗の消息を伝える。実資は、「是例の事なり。大略気色を示した」と記しており、ほぼ同意を与えたようである。二十四日には、「事一定す」と婚姻が決定する。二十六日には、小野宮一家の経通や資平が「少女の事を相議す、女装束等を調つべき人々を書き出す。大略十一月中吉日を撰び遂ぐるべし。陰陽師に問いて一定すべし。木道工・車造・錦織手等に之を仰せしむ」と装束や調度品、牛車等の手配を始める。千古の着裳と同様に衣裳等は一家の人々に割り当てて調達するようである。²⁹興味深いのは、九月二十日に陰陽師賀茂守道を呼び婚姻日時助申の際、六月月殺を忌むべきかどうか問題になった時、

後日月殺例を尋ね見るに、永延元年十二月十六日、金平、甲辰、大歳月殺にあたるなり（中略）。左京大夫道長左府女（源倫子）に通ず。件の嫁娶日はすでに月殺なり。忌避すべからず。大幸はかの家より開くなり。今年十一月二十六日、庚辰、大歳前天恩月殺 嫁娶・納嫁吉、かの日より勝るか。

と感慨を述べている点である。前日の師房との婚姻話に見られるように実資は道長の手法を日記では批判しているものの、道長と倫子の結婚のお陰で御堂子孫には大幸が得られたことは納得しており、それに叶うように日程を決定しようとしているのである。

婚姻話の当事者は、道長の明子所生の頼宗一男兼頼である。兼頼は、万寿三年（一〇二六）十月十九日元服した。祖父道長の養子となり従五位上を叙位されている。³⁰道長次妻腹子孫だが、道長の養子になっており、この期では有望だった。千古と兼頼は十九歳の同年だった。誠に残念ながら、二人の結婚儀式が何時だったのか、『小右記』長元二年十月から三年四月五日までが欠落しているので不明

である。長元三年四月七日には、「今朝より中将（兼頼）悩煩す。身熱く頭を打ち大いに苦辛す」とあり、すでに千古と結婚して実資と同居している。長元四年二月十一日には、「今物忌明く。只北門を開く。中将物忌により東門は開かず」とあるから、小野宮第東対に千古と一緒に住んでいることが確かめられる。³¹なお、「婚姻儀式後いつから同居が開始されるのか」、についても検討が必要であるが、撰閑家の子弟の婚姻実態を詳細に検討された増田繁夫氏が十世紀後期の道長から婚姻儀式直後の同居が開始されたと推察されている說到首肯したいと考えている。³²

以上、実資娘千古と師房・兼頼との婚姻締結へのプロセスを検討した。第一に指摘されるのは、若い男女の父同士が決定する点である。関口氏の指摘のように家父長制的婚姻決定の実態が確認できる点である。第二に、女房や僧侶が噂を媒介し、結婚話も媒介する点である。とりわけ、貴族層から依頼を受け経供養などで渡り歩く僧侶が媒介を果たすのは興味深い。第三は、政治的思惑を背景に、すくには決定しない点である。その結果、結婚儀式寸前に破談になる場合も存在することが見て取れた。当事者の娘はどのような感慨を持ったのであろうか。第四に、縁談相手の源師房、藤原長家、藤原兼頼ともに公卿層、とりわけ皇親や大臣クラスの子息であり、実資と同階層の縁談であることが指摘される。かつて『蜻蛉日記』作者の日記作成意図を推察したことがあるが、十世紀中頃は撰閑家の息子と受領層の娘との結婚が多かった。³³しかし、十世紀末から十一世紀以降は同階層同士の結婚となるのである。

第二章 舅と婿の生活と経済

第一節 経済的援助

千古と結婚した兼頼は、先学が指摘するように実資の小野宮第で同居した。なお、『小右記』には、「嫁娶」の語が頻出するが、けつして嫁取りではなく、「婿取り」であり、婚姻当初は妻方居住であった。³⁴では、どのような生活や経済関係が行われていたのか。ここでは、舅実資と婿兼頼との日常生活を検討したい。まず、第一節では経済的援助を検討する。ただし、その後の『小右記』は長元五年（一〇三二）までしかのこつておらず、主としてその範囲内での検討であることをお断りしておきたい。

第一に史料に散見されるのは、舅³⁵実資が若い婿兼頼の装束を調整し支給する点である。長元三年九月二十一日に行われた関白頼通の石清水八幡参詣に同行する兼頼に、装束等を支給している。十八日には、「中将隨身四人に装束を支給す。紅染袍一襲・狩袴布腰料絹並びに各二疋」、十九日には「中持（将）に韓櫃・衣櫃等を隨身せしむ。劍・帯・雑具・朝衣等此の韓櫃等に納む。中将、関白御共に扈從すべし。よりに殊に給る所なり」とあり、関白参詣を莊嚴化する随行者の華麗な衣裳や道具類を舅実資が調達している。また、長元五年十一月十一日には、「石見牧の牛三頭を人々に頒与す。律師・宰相中将・知道朝臣」と、実資の莊園牧からの馬を婿に与えている。当時の乗り物としての馬は貴族層の生活必需品であった。第二に、若い中将兼頼の隨身や従者等への節料や禄等の代行的支援である。たとえば、長元四年七月十二日には、

所々の節料、中将の隨身・雑色等に給わしむ。雑色所に手作布

百五十段・八木（米）十石、中将乳母に節料米二十石を給う。とあり、中将兼頼の隨身や雑色、あるいは乳母に実資が節料を負担している。同年九月二十四日には、「中将隨身四人に装束、袍各二重紅花染・茜染、皆袴・袴各一腰、但し狩袴料の六丈細美布各一端」と、やはり実資が兼頼の従者に衣料を支給している。「兼頼の乳母」や「兼頼の隨身」と記されているようにあくまで主は兼頼であるが、舅実資が代行して送つたのである。婿の隨身等への七月や晦日近くの節料支給史料は枚挙に暇がない。

大切な馬を支給する場合もある。長元四年九月三日に伯耆国の八橋野牧から牽かれた馬五疋を人々に分給しているが、「西宅の為資朝臣³⁶・知通朝臣³⁷・茂親・隨身去正³⁸、三位中将に給わる所なり」とあり、西宅に住む³⁸兼頼と千古の家司や隨身に与えている。他にも多くの史料がある。

第三に、婿兼頼の名での代行的献上・貢納行為である。長元三年八月二十六日、兼頼から、赴任する上野介良任へ賜与する馬がないとの依頼で馬を一匹与えている。長元四年八月十一日、「池の蓮実を東宮に献ず。是中将（兼頼）献ずなり」と婿の名前で蓮の実を献上している。長元五年十一月二十八日には、「余の地摺袴、宰相中将相加え、隨身公行を差し藏人所に奉る」とある。

以上、娘と婿への経済的援助の史料をいくつか提示したが、第一の婿への衣料や生活物資の調整支給はすでに高群逸枝氏も指摘し、『栄花物語』等にも散見されている³⁹が、実資の日記にも頻出し確認されるのである。実資の養孫資房が、同居の舅源経相の死去の際、「予、親附の後十八箇年、今に至るまでその志薄しと雖も、衣食等の雑事、巨細皆彼人の養顧に在り。又父子に異ならざるなり」⁴⁰と嘆い

たことは、すでに検討した⁴¹。衣食や日用品は、同居の妻の父母が心細やかな気配りをするのである。第二の婿の従者等への衣食の支給も、『新猿蓑記』の理想的に描写される次妻に、「従者・眷属、皆この女房の徳によれり」⁴²とある点や、資房舅の後妻が従者達に遺物を分与しなかったので逃亡された点等から⁴³、一般的だった事がうかがえる。第三の代行的経済行為は、以上の二つと同趣旨であろう。

第二節 儀式・職務等の指導・代行

ついで舅実資による婿への配慮として注目されるのは、婿の官職にもとづく朝廷の儀式分担や職務の指導や代行である。まず第一に儀式の指導が散見される。たとえば、長元五年正月二十三日、「宰相着座の事、余堀河院（頼宗）に示達して云わく、年少の人、営着すべからず。聊か聞くところあるゆえなり。報じて云わく、專一の事に有らず、着すべからず。命に随つべしと者れば、年少早く衛するは謗難あるか」と、頼宗に助言している。兼頼は、昨年十二月二十六日、参議に任じられており⁴⁴、その着座についての風聞が実資の耳に届いたのであろう。実資は、兼頼の実父頼宗に教示し、頼宗も実資の指摘に随つことを返答している。当時七十五歳の実資は、博識で朝廷行事に対しては「生き字引」的尊敬を受けていたので、頼宗も随ったのであろう。

普段から兼頼と頼宗に指導をおこなっていたことが、最も良くつかがえるのは次の史料である。長元四年正月十七日、養子の資平がやってきて語っている。

昨日（内脱力）弁東宮大夫（頼宗）思いの外失無きなり。東宮大夫為資をもつて消息に云わく。昨の内弁奉仕、殊に失なきと

存す。是ただ汝の恩なり。中納言（資平）申す所有りや。中将（兼頼）人に褒めらるるは、汝の教諭によるなり。其の流により内弁の失を致さず。何事も之の如し。

昨日十六日の踏歌節会の責任者たる内弁を務めていた頼宗が、間違はなく職務を執行できたのは実資のお陰であり、日頃兼頼が人に誉められるのは舅実資の指導のお陰である、と深謝の言葉を伝えさせている。以前、実資は、頼宗の失錯が多いことを日記に書き留めており⁴⁵、頼宗はあまり有能な公卿ではなかったようであり、自身も自覚していたのかもしれない。その息子なのに人々に誉められる職務遂行は、当然ながら舅実資の指導であり、人々にも認識されていたことが知られるのである。

第二は、担当職務を実質的には代行する事例がみられる点である。長元五年十一月新嘗祭の五節舞姫献上は、新参議兼頼の負担だった。十一月十九日には、「木工頭拳周燈台七本 一本は短、炭櫃二口、俎二枚を進む。宰相中将五節事により仰せる所なり。余彼の寮の檢校たるなり」と、木工寮檢校の実資は、兼頼の五節献上に必要な燈台等の物資を進上させている。これを嚆矢に、十九日から二十日には、五節舞姫の小師を迎え、舞姫（前長門守定雅女）を教習させ、小師に菓子や絹三疋・綿三屯・米五石を、従女にも禄や食を与える。二十一日己丑の五節帳台試には、「五節所に雑物等を運び遣わす」。二十二日庚寅には、舞姫が病んだので前例を調べる。二十三日辛卯の五節童女御覽、二十四日豊明節会等も詳しく記している。中でも、注目されるのは次の文言である。

宰相中将五節を献す。経営は下官（実資）経営の如し。早朝より五節所 五節所は巽角なり に雑物等を運び遣わす。今日の

童女装束は人々に仰せ調えしむ所なり。

「経営は下官の経営の如し」とは、「まるで自分が経営しているようだ」という意味であろう。実資は、万寿二年（一〇二五）に五節舞姫献上を行っている^{*46}が、七年前のことである。もともと、実資が自分のことのように経営した、といっても経営主体はあくまでも兼頼である。それは、人々に分配して調達させた必需品からうかがえる。童女装束は頼宗、下仕装束は実資、舞姫前駆の饗は兼頼侍所、牛車は実資・頼宗・兼経・重尹・兼頼等、舞師膳は頼宗、殿上垵飯は長家等が調備している。また、上東門院彰子からは童女装束、東宮敦良親王からは下仕装束が贈られており、「件の装束ははなはだ鮮明無比なり」（二十三日条）と記されている。兼経は道綱息であり御堂一家、長家は兼頼の叔父、彰子は伯母、東宮は従兄弟である。実資の舞姫献上についてはかつて考察したが、必要な物資を割り当てられ調達したのは実資の父系親族小野宮一家であった^{*47}。ところが今回は、兼頼の実父や従兄弟等、つまり兼頼の父系親族が調達している。実資は、兼頼の代行として経営を行い、兼頼の父系親族に分配したのである。指導のみならず、実質的な代行的行為も行った事がうかがえよう。

摂関期の儀式書として重要な『北山抄』は、藤原公任が娘婿藤原教通のために著した書物であることは大変著名である。実資が自著『小野宮年中行事』をもとに、婿兼頼に儀式指導を行ったのは確実である。

第三節 実資一家と頼宗一家

経済的援助と儀式や職務指導について見てきた。さらに日記を見

ると、実資の親族と婿兼頼との日常的に親密な行動が散見される点も指摘しておきたい。まずは、実資一家親族との交流である。長元三年九月三十日、修法結願で後加持を受ける際、「三位中将（兼頼）・権弁経任・左少将資房・少納言資高聴聞す」とあるが、実資にとつて、経任は甥、資房は養孫、資高は養子である。長元四年二月三十日の経供養には、「右衛門督（経通）・三位中将（兼頼）・左少将資房・右馬頭守隆・少納言資高・左少将経季」が聴聞しており、経通は甥、経季は養子である。実資一家の参加する行事に婿として参加していることがわかる。

いっぽう、実資と頼宗との交流も多い。長元四年三月二十三日、頼宗妻・兼頼母が急病になったが、翌日実資は家司を遣わし見舞っている。兼頼母故伊周女は、病気がちでたびたび病んでいるが、その都度兼頼は実家に帰り、実資は家司に見舞いに行かせ、薬を給わったり、兼頼の名で母のために修法を行ったりと、親しい親族交流を行っている。七月二日には頼宗が小野宮宅を訪れ息子を訪問し、実資とも親しく談話している。このように、頼宗はたびたび小野宮邸を訪れ実資と清談している。

また、兼頼も実家をしばしば訪れて、実父からの助言を受ける。たとえば、長元四年七月五日、「中将厳父、使為資に示し遣わし云わく、中将枯槁す、肉を服さしめんと欲す。報じて云わく、何事有るや」と、頼宗から実資に兼頼は寝れているので獣肉を食べさせて欲しいと連絡するが、実資は「何事が」といぶかしがっている。二十三日には、「中将今日穴を咋うべし、よりて去夕に西隣に宿す。少女同じく彼の宅に在り。彼の父服を勧めるによるなり。腹中不例、飲食多減し、顔色憔悴す、よりて服す、余口入せず」とあり、実父頼

宗の命により兼頼は獣肉を食している。食欲不振による糞れに肉食が効果あると考えられていたようである。このような実父による指導や助言を受け容れる史料も多い。

兼頼は舅実資や小野宮一家と日常的に交流することは多くても、実父との交流も多く、助言を受け容れていた。とりわけ政治的行為は、むしろ実家の父系的親族の一員として行動をしており、所属はあくまでも父系親族集団であった。長元三年九月二十日から二十二日にかけて、関白頼通が石清水八幡宮に参詣したが、兼頼は頼宗と共に同行している。この時、兼頼や随身を莊嚴化するための装束や馬具等を実資が与えたことは前述した通りである。帰途に頼通たちが脱衣し遊女に与えたが、兼頼も同じように与えた事を実資は伝聞し記している。頼通達御堂一家への批判であろうか。また、長元四年正月一日、兼頼は妻方にはおらず、実父頼宗邸に居るようである。実資は資平の拝礼を受け、資高を従え内裏に参入し小朝拝に参加する。その後節会の途中で退出するが、その際、経通・資平・兼頼が輦車まで送っている。二日には関白藤原頼通の臨時客に参入するが、経通・資平・資房・資高・経季等は実資に相従うが、「三位中将は先ず参り、地上に居り出迎える」とある。兼頼は頼通一家として実資を迎える側である。同年三月五日、上東門院彰子が急に白川邸で桜を見る事になり兼頼は呼び出される。結局、雨になり延期され、八日ついに中止になるが、御堂一家の一員として兼頼は呼び出されたのである。九月二十五日には、彰子が石清水八幡・住吉社・四天王寺等に行幸するが、兼頼も同行する。前日には兼頼隨身に装束を給わっている。この行幸は華美を尽くした華々しいものであり、⁴⁸実資は批判的に記しているが、千古と一緒に、婿の晴れ姿を見物して

いる。

以上から、婚姻当初は間違いなく妻方同居であり、日常生活では妻の両親から生活物資の援助や儀式・職務等の指導助言を受け、経供養等では妻方親族と親しい交流を行うものの、貴族層にとって最も重要な政治的儀式や行事等では、実家の父系親族との緊密な関係が重要であることが明らかになる。この点では、関白氏の高群批判のように、妻方居住しても妻族として妻方親族に包摂されるものではないことを確認できるのである。

第四節 実資の「家」と兼頼の「家」

舅実資が婿兼頼に経済援助や儀式職務の指導助言を行い、緊密な日常交流があつても、政治的行為や行動は実家の親族や一家と行動を共にする事を見た。では、実資と兼頼の各「家」はどのような関係になっているのか。ここでは、舅と婿の「家」を考えてみたい。

まず、兼頼は家司や随身を独自に保持しており、実資のそれとは別だったことが指摘される。隨身については中将の役職に対応して朝廷から賜与されており、独自である点は当然である。家司については、たとえば為資を検討すると、本来は頼宗の家司であった。万寿四年（一〇二七）四月十五日の賀茂祭に事件が起こった。行事の責任者の役割の上卿だった藤原行成が、行列次第を見るためにすであつた女車を退かせようとしたところ、車には頼宗が乗っており頼宗の従者たちが行成を罵倒する。行成が関白頼通に陳情したため、頼通の使者が来るが、使者も罵倒辱される。後で行成は実資に、「頼宗の従者たちは行成の従者の狩衣の肩を破つたり刀を抜いたりしたので、行成の雑人たちは太刀打ち出来ず面目が失われたが、只

今のご時世なので打ち合わなかった」と語ったが、最後に、「件の女車東宮大夫（頼宗）家司為資朝臣の出車なりと云々。」とある。為資は、頼宗の家司だった。ところが、先述の長元四年九月三日、実資が兼頼の名代で馬を分給した中に為資朝臣があつたから、為資は兼頼の家司でもあつた。家司が親子に仕えることはこの期でも周知のところである。兼頼の家司は、舅実資との関係ではなく実父の関係で任命されたのであり、舅実資とは別の家政機関を保持していたことが確認される。

さらに注目されるのは、長元四年七月二十一日の史料である。

為資朝臣三位中将の丹波封解文・下文を持ち来たりて云わく、大夫（頼宗）消息に云わく、下官自由にすべし。余答えて云わく、更に請け取るべからず、大夫の進止に在るべし、返授し了ぬ。解文に油を載せざるは如何。

兼頼の国家的給付物たる丹波国封戸収入の管理運営を誰が行うか、ここで駆け引きが行われているのである。実父頼宗は、兼頼の舅実資に委ねようとするが、実資は断わり実父に戻している。その後、この封戸の記事はないので頼宗が管理運営することになったのだと思われる。実資は右大臣の地位に基づく莫大な経済力を背景に、婿の日常的経済的援助はするものの、婿の収入は包摂しないのである。舅と婿は同居していても、家産や家計は別であり、別「家」であり、婿兼頼は、不同居の実父の家産や家財とむしる緊密なのである。

前述のように、かつて舅源経相と婿藤原資房の「家」と家族形態を検討し、結婚以来十七年間資房は妻方居住し、妻の両親と同居し、生活や経済的援助を受け、家屋も舅から継承されたが、経相と資房の所有と経済は別であり、別「家」だったことを指摘した⁴⁹。実資と

兼頼も同様なことが指摘されるのである。さらに、所有や経営については、実父との関係が密であることも指摘されよう。十一世紀中頃、上層貴族層では父子が各「家」を保持しつつ、その上で関係を強めていく時期と考えられる⁵⁰。

ただし、当該期は父子関係が緊密であるものの、舅と婿の関係も親密であり重要であると考えられていたことは、当該期の家族や親族や生活を考える際、注目しておくべきと考えている。たとえば、長元四年七月二十日のことである。

為資朝臣、小一条院の仰せを伝えて云わく。院の牛付き従者と家の牛童従者と乱闘す、糺すべしと者れば、下官に触るるべからず、中将に問うべしと者り。驚きながら牛童並びに従者童三人を召し取り之を奉る。即ち返し給われ、各牛童の中、相定むべき事なりと者れば、各尋問すべきの由仰す。ただし、院の牛童従者の為に、狩衣ならびに小刀を奪われるの間、腹切り血出ずと云々。俊遠の牛童の為に打ち調せらると云々。事頗る縦横なり。

小一条院の牛付き従者と、実資家の牛童や従者との乱闘に関して、小一条院は実資ではなく婿の兼頼に問い合わせるように指示している。結果的に兼頼の家司為資が実資に伝えてしまったものの、実資「家」の牛童や従者の処遇に対して婿と対応する連絡がもたらされたのである。貴族社会では、舅と婿の従者や牛童は別である事を熟知しているものの、婿は舅の従者等について知っており命令出来る存在であることも認識していることを示そう。十一世紀前後の記録類を繙くと、舅と婿の関係を示す事件や文言が多い。

当該期の貴族層の婚姻形態は、何度も述べるように、婚姻当初は

妻方で同居し、有る一定期間後に、多くは夫方が用意した家屋に移り独立（新処）居住を行う。婚姻当初は妻方で同居する以上、妻の両親と婿の緊密な関係、当時の文言では「因縁」関係が存在したのであり、そのことも念頭に置く必要があることを指摘しておきたい。

おわりに

『栄花物語』で「かぐやひめ」と記された実資娘千古と兼頼との結婚や結婚後の日常的行動や生活を検討した。小さな窓からのさやかな事例検討であるが、史料から明らかにできた点をまとめておきたい。

まず、結婚は男女の父親同士で決定することである。男女を結びつけ媒介するのは、女房や僧侶たちであることも史料から明らかになったが、最終決定はあくまでも父親同士なのであり、家父長制下の婚姻であることが指摘できよう。さらに貴族層の婚姻は、きわめて政治的に決定される事、また同階層内での婚姻も明らかになったのである。

婚姻後の行動や生活については、まず「婿傳き」との文言があるように、同居している婿に舅である妻の父は経済的援助、職務や儀式的指導を行うことを見た。しかし、婿は政治的社会的には実父の父系親族が重要であり、従者や家司等の家政機関は独自に保持し、経営や家産を管理していたこと、父方との関係が緊密であったことも明らかになった。なお、『小右記』では、「権北の方」とされた千古母のことがまったく記されていないが、召人だったゆえであろう。舅実資と婿兼頼との関係は、その後どのように展開するのか、簡単に述べておきたい。長承三年（一一三四）十一月二十一日、「夜小

野宮九十九尼公入滅と云々。是兼頼卿の女、祐家卿の妻なり」^{*51}と記されている。逆算すると長元九年（一〇三六）生まれになる。いっぽう、『公卿補任』長元九年参議兼頼には、「七月十日従二位、（右大臣の譲りなり）」^{*52}とあり、長元九年には千古生存の可能性は高い。ところが、実資の養孫資房が、長暦三年（一〇三九）十月二十一日条に次のように記している。

今日初めて右府（実資）に参る。冬直衣を着ず。また、宰相中将（兼頼）に調す。晩暮に住所に帰る。是の相公（兼頼）は先例堀河院に帰住すること既に了ぬ。ほしいままに近曾また帰住す。右府衣食の事、一向に右府知り給うこと、婿の如きなり。

人々傾奇と云々。家財悉く相公女兒に委付さるべし。その間の事彼の幸女にあたえることに同意す。法を柱げるべき故に來住する所なりと云々。誰人がその妨げを成すや。右府御心すでに古に非ず、皆変更と云々。^{*53}

この時、すでに兼頼妻千古は死去し、実資から千古へあたえられた財産は^{*54}、「小野宮右府自筆外孫祐家卿室彼の讓文有り」^{*55}と孫女兒に讓与されていた。妻の死去後、子どもを妻方に残して実家に帰っていた兼頼は、女兒が受ける予定の莫大な財産の確保を目指してまた小野宮邸に帰ってきているというのである。その後女兒と小野宮邸で同居していた兼頼は、長久元年（一〇四〇）十二月に実資養子資平から結婚話を持ちかけられ、翌二年二月十二日に「兼頼卿の御許に参り、北隣に在り、督殿（資平）の御消息を伝え申す、是婿の事なり。返事にいわく、一定思ふ所なり。但し、期日については大夫（頼宗）の申すべきに申し合わすべきなり」と同意している。^{*56}

兼頼は新たな婿入り先が決定し、小野宮邸から出たものと思われ

るが、小野宮邸宅は、女兒に伝領され、女兒と祐家が結婚し小野宮で同居したのである。小野宮邸宅領に関しては高群著書に詳しい¹⁷⁾。

注

- *1 高群逸枝『招婿婚の研究』大日本雄弁会講談社、一九五三年。
- *2 高群逸枝『日本婚姻史』至文堂、一九六三年。
- *3 なお、鎌倉時代の武家の婚姻形態については、辻垣見一「嫁取婚の成立時期について」、『龍谷史壇』一七号、二〇〇一年)が研究史を踏まえた実証を行っており、大変参考になる。
- *4 William H. McCullough 「Japanese Marriage Institutions in the Heian Period」『Harvard Journal of Asiatic Studies』Vol. 27, 1967。栗原弘記『平安時代の婚姻制度』同志社大学人文科学研究所『社会科学』二四、一九七八年。
- *5 関口裕子『日本古代婚姻史の研究』上下、塙書房、一九九三年、初出一九七八年。
- *6 鷺見等曜『前近代日本家族の構造 高群逸枝批判』弘文堂、一九八三年。
- *7 栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』高科書店、一九九四年。
- *8 服藤早苗『純婿取婚をめぐる』『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房、二〇〇五年、初出一九八八年。
- *9 その後の主要な研究を挙げておく。江守五夫『物語にみる婚姻と女性』日本エディタースクール出版部、一九九〇年。工藤重矩『平安朝の婚姻制度と文学』風間書房、一九九四年。胡潔『平安貴族の婚姻慣習と源氏物語』風間書房、二〇〇一年。関口裕子『日本古代家族史の研究』上下、塙書房、二〇〇四年。
- *10 前掲江守五夫『物語にみる婚姻と女性』七九頁。
- *11 前掲栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』
- *12 服藤早苗『家と生育儀礼』『平安王朝の子どもたち』吉川弘文館、二〇〇四年、原題「通過儀礼から見た子ども帰属」初出一九九四年。

- *13 服藤早苗『平安貴族の邸宅と女性』伝領。『平安王朝社会のジェンダー』前掲書 初出二〇〇一年。
- *14 夫方居住婚を使用すべきではないことは、西野悠紀子書評 栗原弘著『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』、『日本史研究』四〇二、一九九六年)。
- *15 前掲『招婿婚の研究』。高群逸枝論との関係は後述する。
- *16 吉田早苗『藤原実資の家族』、『日本歴史』三三〇、一九七五年)、同『藤原実資と小野宮第』、『日本歴史』三五〇、一九七七年)。
- *17 服藤早苗『平安朝の母と子』中公新書、一九九一年。
- *18 『左経記』寛仁四年十二月二十六日条に、「故中務卿宮二男元服 関白養子也、今日名字を改め、姓を給つ」とある。
- *19 『左経記』寛仁四年十二月二十六日条にも、「加冠 右大将」とある。実資は当時右大将だった。
- *20 服藤早苗『家成立史の研究』祖先祭祀・女・子ども。校倉書房、一九九一年。江守五夫前掲書『物語にみる婚姻と女性』一二三―三頁。
- *21 坂本眞三『藤原頼通の時代』平凡社選書、一九九一年。
- *22 源明子は道長の妾である、との説(前掲工藤重矩著)もあるが、増田繁夫『撰関家の子弟の結婚』(同『源氏物語と貴族社会』吉川弘文館、二〇〇二年)が詳細に論じたように、妾ではなく正妻以外の妻である。
- *23 古典文学大系『栄花物語』岩波書店より。
- *24 正妻とそれ以外の子どもとの待遇が大きく相違する事については、梅村恵子『撰関家の正妻』(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)参照。なお、野口孝子『平安貴族社会の邸宅伝領 原道長子女の伝領をめぐる』、『古代文化』五七一六、二〇〇五年)も同様なことを書かれている。
- *25 『大鏡』太政大臣道長上、小学館。
- *26 この着装については拙稿『撰関家における「氏」、「家」(前掲)家成立史の研究』、初出は(一九八七年)と、拙稿『平安王朝社会の成女式』(前掲)『平安王朝の子どもたち』、初出は(二〇〇一年)で詳細に論じた。

- *27 長家の結婚については野口孝子前掲書参照。
- *28 『栄花物語』 卷第三十一、殿上の花見。
- *29 この点に関しては、前掲拙稿「撰閑家における「氏」、「家」参照。
- *30 『左経記』 万寿三年十月十九日条。
- *31 吉田早苗前掲論文「藤原実資と小野宮第」には、小野宮第東対は千古の居所で台盤所や千古の家政機関などがあり独立性が保たれていたとされている。
- *32 増田繁夫「撰閑家の子弟の結婚」（同『源氏物語と貴族社会』前掲書）。なお別稿で撰閑期婚姻形態の詳細な分析を行う予定である。
- *33 服藤早苗「平安朝 女性のライフサイクル」吉川弘文館、一九九八年。増田繁夫前掲著書。
- *34 「嫁娶」語に関しては具体的に検討する必要がある点は、前述の辻垣論文に詳しい。
- *35 当時の「舅」は、妻の父や兄弟を指す場合が多いことは、前掲拙著『平安朝の母と子』で検討した。
- *36 為資は頼宗の家司であり、兼頼の家司でもある。
- *37 知通は、治安三年八月二十八日条に千古の家司とある。
- *38 長元四年七月三十日条に「中将日來西宅に住む」とあり、この頃は西宅に住んでいる。
- *39 高群逸枝前掲著書。
- *40 『春記』 長暦三年十月七日条。
- *41 拙稿「撰閑期における受領の家と家族形態」（前掲拙著『家成立史の研究』所収）。
- *42 『新猿樂記』（日本思想大系『古代政治社会思想』岩波書店、一九七九年）。前掲注41拙稿、前掲拙著『平安朝の母と子』等参照。
- *43 『公卿補任』 長元四年条。
- *44 万寿四年正月十九日条には、頼宗の作法には失誤が多い事を指摘している。
- *45 『大日本史料』 第二編之二十一、万寿二年十一月十一日五節条。
- *46 拙稿「撰閑期における「氏」、「家」家成立史の研究」前掲拙著所収。
- *47 『栄花物語』 卷第三十一、殿上の花見。
- *48 前掲注47拙稿。
- *49 院政期の上層貴族層の父子の「家」については、服藤早苗『平安朝の家と女性』平凡社、一九九七年。
- *50 『中右記』 長承三年十一月二十一日条。『長秋記』 同二十一日条にもあるが、祐家妻を実資娘と誤っている。なお、角田文衛「小野宮の尼公」（同著『王朝の明暗』東京堂、一九七七年）で小野宮尼公を、懐平女が産んだ兼頼女子を実資が養子にしたと女性である、とするのは、『長秋記』により展開したための誤りであり、千古の生んだ兼頼女とするマツカロー前掲論文説が妥当である。
- *51 『公卿補任』 長元九年条。
- *52 『春記』 長暦三年十月二十一日条。
- *53 『小右記』 寛仁三年十二月九日条。
- *54 『明月記』 元久二年七月二十九日条。
- *55 『春記』 長久元年十二月五日条、十二月六日条、長久二年二月十二条。
- *56 高群逸枝前掲著書。
- *57

Marriage, Household and Family-Life in the Aristocracy of the Heian Period

The Case of the Daughter, Senko and the Son-in-law, Kaneyori of the Minister of the Right, Sanesuke.

FUKUTO, Sanae

平安時代の十一世紀中頃の上層貴族層の婚姻決定と婚姻生活の事例検討である。右大臣実資は娘千古のいくつかの縁談を政治的な配慮をしつつ進めていくが、皇親源師房と道長息長家との場合は破談になり、道長次妻腹頼宗息兼頼との縁談がまとまる。婿兼頼は結婚当初から実資の小野宮邸東対に妻方同居する。舅実頼は婿に経済的援助や朝廷内の儀式や職務の教授を行うなど婿傳きを積極的に行い、小野宮一家との交流にも婿を参加させる。婿兼頼は実父頼宗宅へも度々訪れ、政治的行為や儀式等では父方の父系親族一員として行動する。また、小野宮一家と頼宗一家との交流も盛んに行われ、姻族とも密接な関係を保っていた。

キーワード：婚姻、舅、婿、妻方居住

Key words : marriage, father-in-law, son-in-law, matrilocality